

4 用語定義

あ行

● ICT端末

国が進めるGIGAスクール構想に基づき、浜松市立小中学校の児童生徒が利用するために配備したタブレット型端末のこと。

●アントレプレナーシップ

自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付けること。

●意見表明等支援員

こどもの立場に立ってこどもの意見の形成の支援（意見形成支援）を行ったり、こどもの意見・意向を聴取し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見の表明を支援（意見表明支援）したりする者。

●遺児等福祉手当

父母などが病気・災害などにより亡くなった、又は障がいのある状態となった場合に監護者（こどもの面倒を見ている人）に支給される手当のこと。

●医療的ケア児

日常生活を送る上で医療的ケアを受けることが必要なこどものこと。医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療行為のこと。

●医療的ケア児等コーディネーター

静岡県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者であり、医療的ケア児やその家族の相談に応じ、保健や医療、福祉、教育などの支援を調整する。

●AI

人工知能のこと。Artificial Intelligenceの略。

●SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるWebサービスの総称。

●OJT

上司や先輩が、部下や後輩に対して、実務を通じて指導し、知識・技術などを身に付けてもらう人材育成の手法のこと。On the Job Trainingの略。

●親子交流

親子交流とは、こどもが、離れて暮らすことになった親と会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話、ビデオ通話、SNS等で連絡を取り合ったりすること。

か行

●寡婦

かつて母子家庭の母であって、こどもが成人し現在も配偶者のない状態にある者。

●企業主導型保育事業

従業員の仕事と子育ての両立支援を目的として、企業が主体となって設置・運営する保育施設のこと。国の助成を受けて実施され、従業員のこどもだけでなく、地域のこどもも受け入れることができる。

●屈折検査

特別な機械を使い、目のピントが合うために必要な度数（屈折）を調べる検査のこと。近視や遠視、乱視などの問題がないかを調べる。カメラほどの大きさの機械を数秒見つめることで測定でき、痛みはなく、短時間で終わる簡単な検査。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表す。

●交通遺児等福祉手当

父母などが交通事故により亡くなった、又は障がいのある状態となった場合に監護者（こどもの面倒を見ている人）に支給される手当のこと。

●こどもアドボカシー

こどもが自分の意見や考えを表明できるように支援すること。「こどもアドボカシー」を実践する支援者を「アドボケイト」という。

●こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関のこと。

●こども家庭ソーシャルワーカー

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について、十分な知識・技術を有するこども家庭福祉分野の相談援助職のこと。令和4年児童福祉法改正により令和6年4月に創設された認定資格。

● こども食堂

こどもが一人でも行ける無料または低額の地域の食堂のこと。こどもの貧困対策のほか、地域の交流拠点としての役割もある。

● こどもの居場所づくり

こども食堂や無料の学習支援教室など、こどもが安心して過ごせる地域の居場所をつくる取り組みのこと。

● こども若者総合相談センター

こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点のこと。

● コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31（1956）年法律第162号）第47条の5）を設置した学校のこと。令和6（2024）年度、浜松市立の全ての小中高等学校がコミュニティ・スクール導入校となった。全国のコミュニティ・スクールの導入校数・導入率は、公立学校のうち2万153校、58.7%（令和6（2024）年5月現在）。

さ行

● 里親

「児童福祉法」（昭和22（1947）年法律第164号）に基づき、認定・登録を受けた者であって、保護者のいないこども又は保護者に監護させることが適当でないと認められるこどもを、児童相談所から委託を受けて養育する者。

● 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための事業のこと。

● 児童館

「児童福祉法」（昭和22（1947）年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設の一つで、屋内のものをいう。職員として「児童の遊びを指導する者」（保育士等の有資格者）を配置することとなっている。令和4（2022）年10月現在、全国に4,301箇所。

● 児童扶養手当

父母の離婚などで、父親または母親と生計を同じくしていない18歳（障がいの状態にある児童の場合は20歳）の年度末（3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当のこと。

●社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭へ支援を行うこと。

●社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

●就学援助認定者

経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」の認定を受けた者。

●就学支援教室

就学に課題を抱える外国籍のこどもの学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を行う教室のこと。就学に必要な日本語、教科若しくは母語及び学習習慣確保指導を行っている。

●重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

●小児慢性特定疾病

「慢性に経過する」、「生命を長期に脅かす」、「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる」、「長期にわたって高額な医療費の負担が続く」の4つ全てに当てはまるとされた疾病のこと。

●ジョブサポートセンター

市が実施する生活支援と、ハローワークが実施する職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、高齢者や障がいのある方、生活保護を受けられている方等を対象に、相談から就職まで一貫して一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就労支援を行う窓口のこと。

●スクールカウンセラー

学校で児童生徒や保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等の問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、関係機関との連携調整を図り、多様な支援方法による問題の解決や状況の改善につなげるため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門性を有する者。

●セルフケア

自分自身のストレスに気づき、これに対処する知識や方法を身に付けるなど、メンタルヘルスの自己管理を行うこと。

●ソーシャルメディア

インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやり取りができる双方向のメディアのこと。代表的なものとして、ブログやSNS、動画共有サイト、メッセージングアプリがある。

た行

●待機児童

・保育所等利用待機児童

保育の必要性の認定を受け、認定こども園、保育所又は地域型保育事業の利用の申込みをしているが、定員超過等の理由により利用できなかった児童のうち、浜松市認証保育所等を利用している者、特定の保育所等の利用を希望している者、求職活動を理由に利用を希望しているが求職活動を休止している者等を除いた者。

・放課後児童会待機児童

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生で放課後児童会の利用申込をしたが、定員超過等の理由により利用できなかった児童のうち、他の放課後児童会を利用している者、他に利用可能な放課後児童会があるにもかかわらず特定の放課後児童会を希望するなど保護者の私的な理由により待機している者等を除いた者。

●多胎ピアサポート

双子や三つ子など、複数のこどもを同時に妊娠・出産された方々のための支援のこと。同じ経験をした先輩ママたちが、妊娠中や子育て中の不安や悩みを聞いたり、アドバイスをしたりし、同じ立場の人と話すことで、心強さを感じられるような支援を行う。

●地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの事業の総称。原則19人以下の少人数の単位で0～2歳の乳幼児の保育を行う事業のこと。

●地域若者サポートステーション

働くことに悩み・課題を抱えている15歳から49歳までの人に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関（令和6（2024）年4月1日現在、177箇所）のこと。

（15歳中学生で、就労希望する場合は、学校と連携して支援が可能）

●通級指導

通常のクラスに在籍し、通常のクラスでの学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするこどもに対して、特別の指導を行うこと。

● DX（デジタルトランスフォーメーション）

ICTの浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

● DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者・パートナーなどの親密な関係にある、又はあった者からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、怒鳴る、無視をするといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」など多様な形態の暴力が含まれる。

● 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法に基づき、市町村から確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所のこと。

● 特別教室

理科室や音楽室など、普通教室（クラスルーム）とは別に教科のために設けられる教室のこと。

● 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法に基づき、市町村から確認を受けた家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を行う事業のこと。

● 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと（若年妊娠、経済的困窮者、家族のサポートが得にくい等）。（児童福祉法第6条の3第5項）

● 特定不妊治療

赤ちゃんを授かりたいが、なかなか妊娠できない夫婦のための高度な医療治療であり、主に体外受精や顕微授精といった方法のこと。医療機関にて卵子と精子を取り出し、体外で受精させた後に子宮に戻す治療などが含まれる。

な行

● 認可外保育施設

児童福祉法に基づく都道府県等の認可を受けていない保育施設のこと。企業主導型保育事業、認証保育所などが含まれる。

● 認証保育所

浜松市が定める独自の設備基準等を満たし、市の認証を受けた保育施設のこと。

は行

●発達支援学級

市内小中学校内に開設される最大8人までの少人数の学級で、こどもの教育的ニーズに合わせた学習内容の工夫や環境調整を図り、支援を行う学級のこと。こどもの実態に合わせて通常の学級との交流及び共同学習も行っている。

●はますくノート

妊娠中～出産後のこどもの成長を記録していくと同時に、保護者と保健・医療・福祉・教育などの関係機関が情報を共有し、こどもの成長を支えていくもの。親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に配付している。

●はまつオレンジリボン運動

こども虐待をなくすことを呼びかける市民運動「オレンジリボン運動」を浜松市民の皆様と共に進めていくために実施している啓発活動のこと。

●浜松市版「つながる」カリキュラム参考資料

本市の幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に示されている、幼小接続期の実践のポイント等をより具体化した参考資料のこと。幼児教育と小学校教育に携わる教職員が活用することを目的とし、令和6年10月に作成した。

●PHR

Personal Health Recordの略。個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が把握するための仕組みのこと。

●PMH

Public Medical Hubの略。公費負担医療や地方単独の医療助成及び母子保健、予防接種などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのこと。

●PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の4段階を繰り返して、業務を継続的に改善する方法のこと。

●ひきこもり

原則的に6か月以上続けて仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、家庭にとどまり続けている状態や自分の趣味に関する用事の時だけ外出する状態のこと。

●ひきこもり地域支援センター

社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持つ支援コーディネーターが中心となって、相談支援や、地域における関係機関と連携した支援を行っている。

●ひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）

母子家庭などのひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため、就業に関する相談をはじめ、職業紹介や資格取得のための講習会、養育費・親子交流などの相談や弁護士による法律相談に対応する窓口のこと。

●フードパントリー

生活困窮世帯などに寄附などで募った食料品を無料で提供する配付会やその活動のこと。食料品に加え、日用品や衣服などの生活用品等も提供される活動もある。

●フェムテック

Female（女性）とTechnology（技術）から成る造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

●不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間30日以上登校しない又はしたくてもできない状態のこと。

●フリースクール

不登校やひきこもりなどの理由で学校に行けない子どもたちを対象に、学習や生活などの支援を行う民間の教育機関のこと。

●プレコンセプションケア

若い男女が将来のライフプランを考え、自分の生活や健康に向き合うことが、次世代のこどもの健康にもつながるというヘルスケアのこと。

●保育相談センター

市内認可保育施設の入園手続きに関する相談、一時預かり事業（一時保育）などの保育サービスの利用に関する相談窓口のこと。

●包括連携協定

市と事業者等が協定を締結することで、双方の資源を有効に活用し、特色を生かした協働を進め、市民サービスの向上、地域の活性化、地域課題や社会課題の解決を図ること。

●ポータルサイト

インターネットにアクセスする際に、最初に訪問する「入口」や「玄関口」の役割を果たすウェブサイトのこと。様々な情報やサービスを集約して提供することを目的としている。

浜松市では、平成17年度から市内の子育て支援団体とこども・子育て支援等の情報を集約した「ポータルサイトぴっぴ」を市民協働で運営している。

ま行

● マザーズハローワーク、マザーズコーナー

マザーズハローワークは全国21箇所、マザーズコーナーは全国185箇所に設置されている（令和6（2024）年3月末時点）。仕事と子育てがしやすい求人の情報を収集・提供するほか、再就職に役立つセミナーを実施している。

● マリッジサポーター

婚活イベント参加者に対し、相談・マッチング・スキルアップのためのセミナーやフォローアップを行い、結婚への後押しをする者。

● 未成年後見人

親権者の死亡等により親権者が不在となった未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為等を行う者。

● メタバース婚活

少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化の進行を防止するため、男女の出会いや交流の機会をメタバース（インターネット上の仮想空間）で行う婚活のこと。

● メディアリテラシー

放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。

● 木育

こどもから大人までが木に触れつつ木の良さや利用の意義を学ぶこと。

や行

● ヤングケアラー

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

● ヤングケアラーコーディネーター

ヤングケアラーとその家族を支援する専門職であり、当事者や家族、関係機関等からの相談対応や、各家庭の状況に応じた適切な支援サービスへのつなぎを行う者。

● 養育費

こどもを育てるために必要な費用のこと。こどもが自立するまでに必要な衣食住に掛かる費用、教育費、医療費などが含まれる。

● 要支援児童

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。（児童福祉法第6条の3第5項）

● 幼児期に育てたい力

本市の幼児教育の指針のこと。就学前のこどもに身に付けさせたい力として、「幼児期に育てたい力」(※)を示し、幼稚園・保育所等における幼児教育の指針のこと。また、家庭でも「幼児期に育てたい力」の啓発が図られるよう、浜松市子育てサポート「はますくノート(ファイル)」に『家庭で大切にしたい子育てのポイント』として掲載している。

※「1 自分のことを自分でする力」「2 人と関わる力」「3 身近なものや出来事に関わる力」の3つの力

● 幼児教育アドバイザー

幼児教育施設等を訪問し、園の教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言等を行う、地方公共団体によって配置された者。

● 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。（児童福祉法第6条の3第8項）

● 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される会のこと。（児童福祉法第25条の2）

わ行

● 若者支援スーパーバイザー

医療、教育、福祉、雇用、その他の専門的知識を有し、要支援者を支援する支援員等の技能向上を図るため、支援者等に対し指導及び助言を行う者。